

奈井江町休業協力等支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、店舗の休業や営業時間の短縮等の取組を行う事業者として北海道が支援金を給付する施設を運営する事業者に対し、町としての上乗せ給付を行います。

	対象	奈井江町 給付金額
①	・北海道知事が休止を要請する施設を営む法人 ・北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む法人	一律 <u>10万円</u>
②	・北海道知事が休止を要請する施設を営む個人事業主 ・北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む個人事業主	
③	・酒類の提供がある飲食店で、19 時以降の酒類の提供を取り止めた事業者（法人・個人事業者を問わず）	

■対象施設

対象施設は、北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」と同じです。

（北海道『「休業協力・感染リスク低減支援金」申請受付要項』別表1「新型コロナウイルス感染症にかかる休業要請等の対象施設一覧」を参照）

町内に該当する施設があることが必要です。

■申請方法

(1) 北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」を申請した事業者

- ・町への申請書提出は不要です。（北海道の給付データに基づき、北海道へ申請した口座に追加給付します。）
- ・申請方法等の詳細は、北海道のホームページをご覧ください。
（北海道HP）<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/kyuugyouyousei.html>

(2) これから北海道への申請を行う事業者

- ・北海道へ提出する予定の申請書（添付資料すべてを含む。）の写しを町へ提出していただきます。
- ・提出方法：原則として郵送または電子メール
- ・郵送先：〒079-0392（住所不要） 奈井江町役場 産業観光課 商工観光係
- ・電子メール：shoko@town.naie.lg.jp

■給付できない方

- ・町税等の滞納がある方
- ・暴力団等

■問い合わせ先

奈井江町役場 産業観光課 商工観光係 電話 0125-65-2118